

健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）

抄

（附則第六十一条関係（平成十七年四月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額<sup>の区分の改定が行われた場合において</sup>は、船員保険法第四条第一項中「区分」とあるのは「区分（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」と、船員保険法第四条ノ五第一項中「二百万円ヲ」とあるのは「二百万円（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ」とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>附則</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額<sup>の区分の改定が行われた場合において</sup>は、船員保険法第四条第一項中「区分」とあるのは「区分（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」と、船員保険法第四条ノ四第一項中「二百万円ヲ」とあるのは「二百万円（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ」とする。</p> <p>3（略）</p>